

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局農産政策部貿易業務課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品目> 大麦、裸麦及びその調製品 <制度名> 特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項及び2項、第7条の3第1項、第7条の4第1項 ○具体的な内容 「令和7年3月31日まで」又は「令和6年度まで」とされているものを1年間延長する。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
		(別紙)								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和7年4月1日 ○適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 現在、大麦については、国が国家貿易企業として外国産大麦の輸入・売渡等を一元的に管理することにより、大麦の需給及び価格の安定を図っているところである。 またウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間でその約束を実施していくこととされ、それ以後の措置については、ドーハ・ラウンド交渉に委ねられている。 ② 問題点 関税暫定措置法による本関税率の延長が行われない場合には、無税が適用されるのは国家貿易により輸入を行うものに限定する旨の国内法上の根拠が失われることとなるため、国家貿易以外の輸入についても無税が適用されるケースが生じる。その結果として、無税でかつ無秩序に輸入され、国内における大麦の需給と価格に重大な影響を及ぼすおそれがある。								
改正の必要性和目的達成の見通し		① 改正の方向性 ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間でその約束を実施していくこととされ、それ以後の措置については、ドーハ・ラウンド交渉に委ねられているが、現在において合意されていないため、本関税率・制度を延長する。 また、無秩序かつ大量・安価な大麦等の輸入を抑制し、国内産大麦の需給への影響を与えないようにするため、本関税率・制度を延長する。								

	② 改正目的達成予定時期 大麦等の輸入は、本関税率により抑制されていることから、本関税率・制度の改正（延長）と同時である。												
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 本関税率・制度の適用により、下表のとおり、国家貿易以外の輸入が国内産大麦の需給にほとんど影響を与えない程度に抑制されている。 飼料用麦については、日豪EPA、CPTPP、日EU・EPA及び日英EPAの発効により、これら協定に基づく製造用原料品にかかる譲許の便益の適用（関税暫定措置法第9条の2）を受けた国家貿易以外の輸入が増加したが、飼料用麦の国内生産がないこと及び食糧用への横流れ防止措置を講じていることから、麦の国内生産への影響は防止されている。 (参考) 令和5年度における運用実績 輸入実績：13.8万トン、輸入金額83.1億円 出典：財務省「貿易統計」 国家貿易を行っている者：農林水産省 国家貿易以外の大麦の輸入量 (単位：トン) <table><tr><th>年 度</th><th>令和元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td>輸入量</td><td>712 (905, 850)</td><td>1, 240 (952, 301)</td><td>346 (1, 018, 409)</td><td>814 (1, 081, 533)</td><td>1, 175 (1, 066, 398)</td></tr></table> 注1：（ ）書きは、日豪EPA、CPTPP、日EU・EPA及び日英EPAにより輸入された飼料用大麦（国家貿易以外）であり外数である。 注2：日豪EPA（平成27年1月発効）、CPTPP（平成30年12月発効）、日EU・EPA（平成31年2月発効）及び日英EPA（令和3年1月発効）では、飼料用麦について、食糧用への横流れ防止措置を講じた上で、民間貿易に移行し無税化した。 資料：財務省「貿易統計」 ② 改正によって生じうる影響 特になし。 ③ 改正の妥当性 輸入大麦等による国内産大麦の需給への影響を与えないようにする手段としては、本関税率・制度の延長以外は想定されない。	年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	輸入量	712 (905, 850)	1, 240 (952, 301)	346 (1, 018, 409)	814 (1, 081, 533)	1, 175 (1, 066, 398)
年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度								
輸入量	712 (905, 850)	1, 240 (952, 301)	346 (1, 018, 409)	814 (1, 081, 533)	1, 175 (1, 066, 398)								
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策表 当省においては、本要望と共通の目的を有する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、「様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立」（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」）に基づく麦の輸入は、当該政策分野の一施策）に係る政策評価において「我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けて、一定の成果があったと考えられる。」とされたところ												

	る。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 同政策評価を踏まえ、当省としては引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた取組を維持・促進していく必要があることから、大麦、裸麦及びその調製品に係る特別緊急関税制度についても引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない」とされている。麦は、米に次ぐ重要な基幹作物であることから、本要望（暫定税率の維持）により輸入麦による国内産麦の需給への影響を与えない措置を講ずる必要がある。 ④ 関連措置 食糧法の規定に基づき、毎年3月末までに麦の需給に関する見通しを策定・公表を実施。これに即して外国産麦を輸入し、実需者への安定供給を図った。 なお、本関税率・制度の適用により、国家貿易以外の輸入が国内産大麦の需給にほとんど影響を与えない程度に抑制され、麦の需給の安定が図られている。
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	平成 12 年度以降、毎年度、関税率・制度の延長を行ってきた。												
措置による効果	本年 4 月に本関税率・制度を延長したことにより、国家貿易以外の大麦の輸入量は、全体の輸入数量の中でわずかなものにとどまっており、外国からの無秩序かつ大量・安価な大麦等の輸入が抑制され、国内産大麦の需給が保たれている。 なお、日豪EPA、CPTPP、日EU・EPA及び日英EPAの発効により、これらの協定に基づく製造用原料品にかかる譲許の便益の適用（関税暫定措置法第 9 条の 2）を受けた飼料用大麦の輸入が開始されたが、飼料用麦の国内生産がないこと及び食糧用への横流れ防止措置を講じていることから、麦の国内生産への影響は防止されている。 大麦輸入量の推移（令和 6 年度）（単位：トン） <table><tr><td></td><td>4 月</td><td>5 月</td></tr><tr><td>国家貿易以外 の輸入量：A</td><td>44 (62, 422)</td><td>233 (84, 521)</td></tr><tr><td>全輸入量：B</td><td>71, 414</td><td>115, 304</td></tr><tr><td>比率（A/B）</td><td>0. 06%</td><td>0. 20%</td></tr></table> 注：（ ）書きは、日豪EPA、CPTPPにより輸入された飼料用大麦（国家貿易以外）であり外数である。 資料：財務省「貿易統計」		4 月	5 月	国家貿易以外 の輸入量：A	44 (62, 422)	233 (84, 521)	全輸入量：B	71, 414	115, 304	比率（A/B）	0. 06%	0. 20%
	4 月	5 月											
国家貿易以外 の輸入量：A	44 (62, 422)	233 (84, 521)											
全輸入量：B	71, 414	115, 304											
比率（A/B）	0. 06%	0. 20%											

税 番	統計 細分	品 名	改正前税率			改正後 税率			W T O 譲許税率	備考
			基本	暫定	特 恵	基本	暫 定	特 恵		
1003. 10	010	大麦及び裸麦（播種用）（枠内）	46 円 /kg	無税	－				無税	改正前税率と改正後税率は同じ数値
	090	大麦及び裸麦（播種用）（枠外）	46 円 /kg	10. 4 円/kg	－				39 円/kg	
1003. 90	011	大麦及び裸麦（飼料用）（枠内）	46 円 /kg	無税	－				無税	
	019	大麦及び裸麦（飼料用以外）（枠内）	46 円 /kg	無税	－				無税	
	091	大麦及び裸麦（飼料用）（枠外）	46 円 /kg	10. 4 円/kg	－				39 円/kg	
	099	大麦及び裸麦（飼料用以外）（枠外）	46 円 /kg	10. 4 円/kg	－				39 円/kg	
1102. 90	110	大麦粉・裸麦粉（枠内）	98 円 /kg	25%	－				25%	
	190	大麦粉・裸麦粉（枠外）	98 円 /kg	31 円 /kg	－				83 円/kg	
1103. 19	110	大麦・裸麦のひき割りミール（枠内）	98 円 /kg	20%	－				20%	
	190	大麦・裸麦のひき割りミール（枠外）	98 円 /kg	31 円 /kg	－				83 円/kg	
1103. 20	410	大麦・裸麦のペレット（枠内）	98 円 /kg	20%	－				20%	
	490	大麦・裸麦のペレット（枠外）	98 円 /kg	31 円 /kg	－				83 円/kg	
1104. 19	410	大麦・裸麦（ロールがけ、フレーク）（枠内）	107 円 /kg	20%	－				20%	
	490	大麦・裸麦（ロールがけ、フレーク）（枠外）	107 円 /kg	33. 2 円/kg	－				91 円/kg	
1104. 29	410	大麦・裸麦（その他加工）（枠内）	130 円 /kg	20%	－				20%	
	490	大麦・裸麦（その他加工）（枠外）	130 円 /kg	38. 6 円/kg	－				111 円 /kg	
1901. 20	141	ベーカリー製品用（米麦等 85% 超、大麦最大）（枠内）	98 円 /kg	25%	－				25%	
	149	ベーカリー製品用（米麦等 85% 超、大麦最大）（枠外）	98 円 /kg	31 円 /kg	－				83 円/kg	
1901. 90	161	米麦加工品（米麦等 85% 超、大麦最大）（枠内）	98 円 /kg	25%	－				25%	
	169	米麦加工品（米麦等 85% 超、大麦最大）（枠外）	98 円 /kg	31 円 /kg	－				83 円/kg	
1904. 10	231	穀物調製品（膨張・いったもの、米麦 50% 超、大麦のもの）（枠内）	75 円 /kg	19. 2%	－				19. 2%	

	239	穀物調製品（膨張・いったもの、米麦 50%超、大麦のもの）（粹外）	75 円/kg	26.6 円/kg	—				64 円/kg
1904. 20	231	穀物調製品（いってないもの、米麦 50%超、大麦のもの）（粹内）	75 円/kg	19.2%	—				19.2%
	239	穀物調製品（いってないもの、米麦 50%超、大麦のもの）（粹外）	75 円/kg	26.6 円/kg	—				64 円/kg
1904. 90	310	穀物調製品（その他、大麦・裸麦）（粹内）	75 円/kg	25%	—				25%
	390	穀物調製品（その他、大麦・裸麦）（粹外）	75 円/kg	26.6 円/kg	—				64 円/kg
2106. 90	216	調製食料品（大麦 30%超）（粹内）	75 円/kg	25%	—				25%
	219	調製食料品（大麦 30%超）（粹外）	75 円/kg	26.6 円/kg	—				64 円/kg